

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業） 第3条 児童デイサービス施設は、次に掲げる事業を行う。 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。 ・ [略]</p> <p>（利用対象者） 第7条 児童デイサービス事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証で規則で定めるものの交付を受けた者 法第21条の6の規定による措置を受けた者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（利用手続等） 第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定管理者は、法第21条の6の規定による委託を受けた場合において、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、区長の承認を得て、当該委託に係る障害児の利用を拒否することができる。 （費用負担） 第9条 利用者（措置による利用者を除く。）は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。 2・3 [略]</p>	<p>〔同左〕 第3条 〔同左〕</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する児童デイサービスに関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。 ・ [略]</p> <p>〔同左〕 第7条 〔同左〕</p> <p>法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第8項に規定する児童デイサービスに係るものに限る。）の交付を受けた者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定による措置を受けた者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>〔同左〕 第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定管理者は、児童福祉法第21条の6の規定による委託を受けた場合において、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、区長の承認を得て、当該委託に係る障害児の利用を拒否することができる。 〔同左〕 第9条 利用者（措置による利用者を除く。）は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。 2・3 [略]</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

障害者自立支援法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p> <p>2～7 〔略〕</p> <p>8～12 〔略〕</p>	<p>第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、<u>児童デイサービス</u>、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p> <p>2～7 〔略〕</p> <p>8 この法律において「<u>児童デイサービス</u>」とは、<u>障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</u></p> <p>9～13 〔略〕</p>

【施行期日】平成24年4月1日

児童福祉法の一部改正新旧対照表（抄）

改 正 後	改 正 前
<p><u>第6条の2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。</u></p> <p><u>2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</u></p> <p><u>3 〔略〕</u></p> <p><u>4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。</u></p> <p><u>5～8 〔略〕</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。</u></p> <p><u>2 障害児通所給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を</u></p>	<p>〔新設〕</p>

控除して得た額とする。

— 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

— 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第21条の5の6 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。〔新設〕

2～5 〔略〕

第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。〔新設〕

2～7 〔略〕

8 通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。

10～14 〔略〕

【施行期日】平成24年4月1日